

様式第 1 - 6 (日本工業規格 A 列 4 番)

香交協第 号
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	香取市地域公共交通協議会
住 所	千葉県香取市佐原口 2127
代表者氏名	会長 旭 健一 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

生活交通確保維持改善計画の名称
香取市生活交通確保維持改善計画（香取市地域内フィーダー系統確保維持計画）
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>平成 21 年 2 月に策定した香取市地域公共交通総合連携計画は、本市のまちづくりの指針となる「香取市総合計画」に掲げる「身近で利用しやすい公共交通体制の整備」を具体的に目指すための計画として策定したものであり、事業について効率的・効果的に実施していくため、計画期間中に優先的に取り組む事業を重点事業として位置づけ実施してきた。同計画において重点事業として実施した実証運行事業の成果を踏まえ、引き続き持続可能な運行を確保する必要があることから本計画を策定し、さらなる市内公共交通の維持・活性化を推進していく。</p> <p>【小見川西地区】</p> <p>公共交通空白地域かつ公共交通要望地区が集中していることから市内の公平性、均衡ある公共交通施策を推進するため導入した、小見川循環バスを引き続き運行することで、生活路線としての交通手段を確保し公共交通空白地域を削減、縮小する。（H21. 10 月～H24. 3 月実証運行、H24. 4 月～本格運行）</p> <p>【小見川東・南・中央地区】</p> <p>人口の減少、人口密度の低下や高齢者の増加といった社会の変化は進行しており、集落が分散している地区や道が狭隘な地区が多い本市では、従来大型車による路線定期運行のバスでは対応が困難になってきている。そこで、デマンド交通の有用性や持続可能性を検証、また、今後の公共交通体系全般についての検討につなげるため、小見川循環バス東南ルートを休止し、当該ルートの地域において乗合タクシーの試験運行を実施した結果、有用性や持続可能性の検証ができたと判断し、本格運行へ移行し、公共交通空白地域の削減、縮小を促進する。（H25. 10 月～H27. 9 月実証運行、H27. 10 月～本格運行）</p>

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【小見川西地区】

小見川循環バス西ルートを引き続き運行する一方、H25.10月から一部ルートを変更し、東南ルートの休止により困難となる高校生を主とした利用者の輸送に対応し、段階的に利用者増を図ることを目標とする。

小見川循環バス年間利用者数

~~平成 29 年度 12,700 人 (H28.10 月～H29.9 月)~~

~~平成 30 年度 12,800 人 (H29.10 月～H30.9 月)~~

平成 30 年度 15,000 人 (H29.10 月～H30.9 月)

~~平成 31 年度 12,900 人 (H30.10 月～H31.9 月)~~

平成 31 年度 15,100 人 (H30.10 月～H31.9 月)

平成 32 年度 15,200 人 (H31.10 月～H32.9 月)

【小見川東・南・中央地区】

引き続き運行する小見川循環バスで対応する高校生を主とする利用者を除き、乗合タクシーにより交通不便地域への面的な対応とドア・ツウ・ドアによる利便性向上、また利用者数の維持を図る。

小見川乗合タクシー年間利用者数

~~平成 29 年度 5,100 人 (H28.10 月～H29.9 月) [本格運行]~~

平成 30 年度 5,100 人 (H29.10 月～H30.9 月) [本格運行]

平成 31 年度 5,100 人 (H30.10 月～H31.9 月) [本格運行]

平成 32 年度 5,100 人 (H31.10 月～H32.9 月) [本格運行]

(2) 事業の効果

コミュニティバス及び乗合タクシーの運行により、小見川地区に存在する交通不便地域の一部(対象人口 約 ~~6,800~~6,700 人 ※平成 ~~28~~29 年 4 月 1 日時点 住民基本台帳)が解消され、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、交通結節点である小見川駅と結び、鉄道等との効果的な連携を推進することで、地域間の活発な交流を促進し地域の活性化に寄与する。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<p>【小見川循環バス】</p> <p>JR ダイヤ改正や利用者の意見等を反映させ、随時時刻表の改正を実施。</p> <p>また利用促進をはかるため、市ホームページ等での周知を行うとともに、市内中学校卒業生に対してそれぞれの地区で運行しているバス路線等の周知を行い、通学等での利用を促す。</p> <p>【小見川乗合タクシー】</p> <p>引き続き周知を行うとともに、利用者ニーズの把握等を行い利便性の向上を図る。</p>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別添の表 1 のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
<p>【小見川循環バス】</p> <p>香取市から運行事業者への補助金額（委託料）については、運賃収入及び国庫補助金を差し引いた額を負担することとする。</p> <p>【小見川乗合タクシー】</p> <p>香取市からの補助金（委託料）は当初契約額から変更はせず、運賃収入及び国庫補助金については、運行事業者から市へ納入させる。</p>
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
千葉交通株式会社、株式会社千葉交タクシー
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法
<u>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u>
※補助対象事業者が協議会ではないので記載せず
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要
<u>【地域関幹線系統のみ】</u>
※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

<p>9. 別表1の補助対象事業の基準に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p><u>【地域関幹線系統のみ】</u></p>
<p>※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。</p>
<p>10. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要</p> <p><u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></p>
<p>別添の表5のとおり。</p>
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性</p> <p><u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※車両を取得しないので記載せず。</p>
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</p> <p><u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※車両を取得しないので記載せず。</p>
<p>13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用負担者</p> <p><u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※車両を取得しないので記載せず。</p>
<p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持改善事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）</p> <p><u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※車両を取得しないので記載せず。</p>
<p>15. 協議会の開催状況と主な議論</p> <p>《平成23年7月27日（第8回）》</p> <p>地域公共交通活性化・再生総合事業の後継である地域公共交通確保維持改善事業費補助金の活用を今後検討していく旨を説明</p> <p>《平成24年1月23日（第9回）》</p> <p>対象運転系統・計画策定スケジュール等の説明</p>

《平成 24 年 6 月 19 日（第 10 回）》

計画策定の審議・合意

《平成 25 年 1 月 22 日（第 11 回）》

新しい運行形態（デマンド交通）の一部導入による見直し案を説明

《平成 25 年 3 月 21 日（第 12 回）》

新しい運行形態（デマンド交通）の一部導入による見直しについて審議・合意

平成 25 年度事業に関する事業評価について審議・承認

《平成 25 年 6 月 26 日（第 13 回）》

平成 26 年度計画の審議・合意

《平成 26 年 3 月 17 日（第 14 回）》

事業の実施状況について報告

《平成 26 年 6 月 18 日（第 15 回）》

平成 27 年度計画の審議・合意

《平成 27 年 1 月 26 日（第 16 回）》

事業の実施状況について報告

《平成 27 年 6 月 18 日（第 17 回）》

デマンド交通の継続についての審議・合意

平成 28 年度計画の審議・合意

《平成 28 年 1 月 7 日（第 18 回）（書面会議）》

事業の実施状況について報告

《平成 28 年 6 月 22 日（第 19 回）》

平成 29 年度計画の審議・合意

香取神宮への公共交通機関利便性向上についての審議・合意

《平成 28 年 7 月 8 日（第 20 回）（書面会議）》

香取神宮への循環バス延伸ルート変更についての審議・合意

《平成 29 年 1 月 23 日（第 21 回）》

事業の実施状況についての報告

佐原循環バス（北佐原・新島ルート）路線変更についての審議・合意

16. 利用者等の意見の反映状況	
協議会の構成員には、市民、利用者主体組織の福田線バス路線をまもる会、社会福祉協議会、高齢者クラブ連合会の代表者が参画している。	
17. 協議会メンバーの構成	
関係都道府県	千葉県総合企画部交通計画課 企画調整班長 岡崎晃士
関係市区町村	香取市副市長 旭健一
交通事業者・交通施設管理者等	一般社団法人千葉県バス協会 専務理事 花崎幸一 一般社団法人千葉県タクシー協会 専務理事 土屋信乃夫 北総自動車株式会社 代表取締役 金親康祐 株式会社千葉交タクシー 専務取締役 藤田信一 千葉交通株式会社 専務取締役 鶴澤尚夫 関鉄観光バス株式会社 代表取締役 廣瀬貢司 ジェイアールバス関東株式会社 関東支店長 角谷真司 宍倉幸一 東日本旅客鉄道株式会社 佐原駅 駅長 廣川勝俊 木川哲也 千葉県香取土木事務所 所長 水垣浩 千葉県香取警察署 交通課長 作田直人
地方運輸局	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局首席運輸企画専門官 中村光秀
その他協議会が必要と認める者	千葉交通労働組合 書記長 飯田謙二 伊藤賢 福田線バス路線をまもる会 会長 鴫田光市郎 高山忠 香取市社会福祉協議会 事務局長 石川一美 香取市高齢者クラブ連合会 会長 鈴木喜満 市民代表（佐原地区） 関謙次郎 市民代表（小見川地区） 根本武彦 市民代表（山田地区） 多田貴 木内嘉智雄 市民代表（栗源地区） 石田清隆 杉崎晴雄
【本計画に関する担当者・連絡先】 （住 所） 千葉県香取市佐原口2127 （所 属） 香取市総務企画部企画政策課 （氏 名） 安原 寿和 （電 話） 0478-50-1206 （e-mail） kikaku@city.katori.lg.jp	

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

30年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
香取市	千葉交通株式会社	(1) 小見川循環バス(NC-10-1)	小見川駅	小見川 総合病院	小見川駅	往22.9km 循環	244日	1,464回		路線定期運行	②-(2)	生活交通として鉄道又は他のバス路線との乗り継ぎを考慮した運行時刻又は運行経路の設定	③
	千葉交通株式会社	(2) 小見川循環バス(NC-10-9)	小見川駅	城山公園	小見川駅	往3.6km 循環	244日	976回		路線定期運行	②-(2)	生活交通として鉄道又は他のバス路線との乗り継ぎを考慮した運行時刻又は運行経路の設定	③
	株式会社千葉交タクシー	(3) 小見川乗合タクシー		小見川 東・南・中央		往 km 復 km	244日	4,392回		区域運行	②-(2)	休止した小見川循環バスを引き継ぎ、生活交通として鉄道又は他のバス路線との乗り継ぎを考慮した共通乗降場所を設定	③
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

31年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
香取市	千葉交通株式会社	(1) 小見川循環バス(NC-10-1)	小見川駅	小見川 総合病院	小見川駅	往22.9km 循環	244日	1,464回		路線定期運行	②-(2)	生活交通として鉄道又は他のバス路線との乗り継ぎを考慮した運行時刻又は運行経路の設定	③
	千葉交通株式会社	(2) 小見川循環バス(NC-10-9)	小見川駅	城山公園	小見川駅	往3.6km 循環	244日	976回		路線定期運行	②-(2)	生活交通として鉄道又は他のバス路線との乗り継ぎを考慮した運行時刻又は運行経路の設定	③
	株式会社千葉交タクシー	(3) 小見川乗合タクシー		小見川 東・南・中央		往 km 復 km	244日	4,392回		区域運行	②-(2)	休止した小見川循環バスを引き継ぎ、生活交通として鉄道又は他のバス路線との乗り継ぎを考慮した共通乗降場所を設定	③
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

32年度

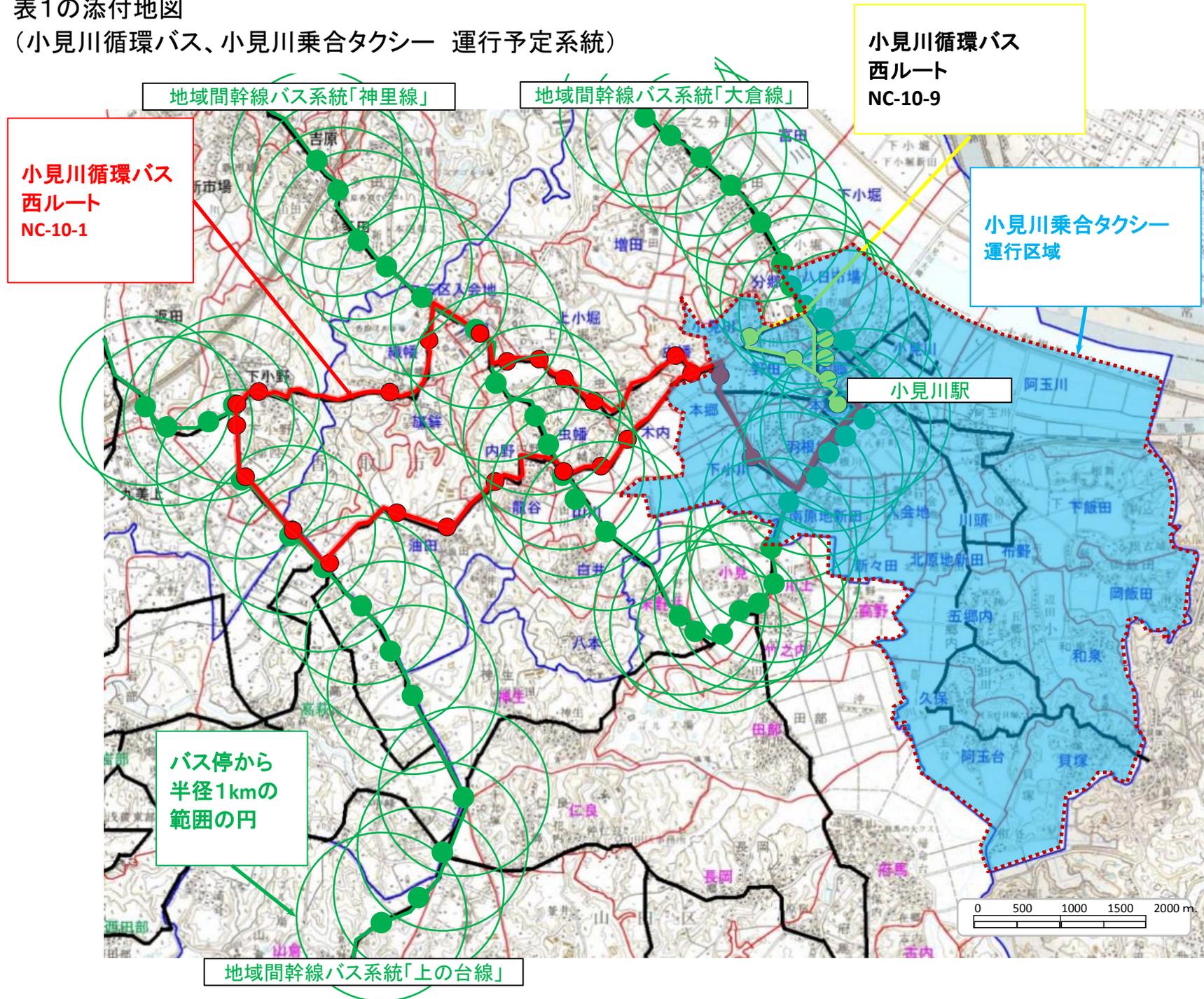
市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
香取市	千葉交通株式会社	(1) 小見川循環バス(NC-10-1)	小見川駅	小見川 総合病院	小見川駅	往22.9km 循環	243日	1,458回		路線定期運行	②-(2)	生活交通として鉄道又は他のバス路線との乗り継ぎを考慮した運行時刻又は運行経路の設定	③
	千葉交通株式会社	(2) 小見川循環バス(NC-10-9)	小見川駅	城山公園	小見川駅	往3.6km 循環	243日	972回		路線定期運行	②-(2)	生活交通として鉄道又は他のバス路線との乗り継ぎを考慮した運行時刻又は運行経路の設定	③
	株式会社千葉交タクシー	(3) 小見川乗合タクシー		小見川 東・南・中央		往 km 復 km	243日	4,374回		区域運行	②-(2)	休止した小見川循環バスを引き継ぎ、生活交通として鉄道又は他のバス路線との乗り継ぎを考慮した共通乗降場所を設定	③
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1の添付地図

(小見川循環バス、小見川乗合タクシー 運行予定系統)



小見川循環バス時刻表改正のお知らせ

小見川循環バスのこれまでの利用状況や、小見川駅での電車への（電車からの）乗り継ぎを考慮し、【平成28年4月1日（金）から】、循環バスの時刻表を改正します。

※運行ルート・バス停・運賃等に変更はありません。詳しくは裏面をご覧ください。

バス路線の維持・確保のためには、地域の皆さんに積極的にバス（公共交通）を利用させていただく必要があります。

生活の足を守るため、皆様の積極的なご利用をお願いします。

小見川循環バス 運行ルート図

（平成28年4月1日改正）

※城山公園方面へのルートは、
右回りと左回りに回るもの2つがあります。
詳細については、裏面時刻表をご覧ください。



西ルート

小見川総合病院 ~ 本多病院前 ~
上小堀 ~ 織幡 ~ 油田入口 ~
本多病院前 ~ 小見川総合病院 ~
小見川駅 ~ 城山公園



西ルート車両イメージ図

【問い合わせ】

香取企画政策課

電話：0478-50-1206

小見川循環バス（西ルート）時刻表

平成28年4月1日改正

停留所名		第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	第8便
西 ル ー ト	小見川駅	6:25		8:25	11:30	13:40	15:00		17:40
	踏切前	6:26		8:26	11:31	13:41	15:01		17:41
	小見川支所	6:27		8:27	11:32	13:42	15:02		17:42
	小見川総合病院	6:28		8:28	11:33	13:43	15:03		17:43
	南原地	6:29		8:29	11:34	13:44	15:04		17:44
	下小川入口	6:31		8:31	11:36	13:46	15:06		17:46
	カインズ前	6:33		8:33	11:38	13:48	15:08		17:48
	本多病院前	6:35		8:35	11:40	13:50	15:10		17:50
	桑畑	6:35		8:35	11:40	13:50	15:10		17:50
	虫幡	6:38		8:38	11:43	13:53	15:13		17:53
	清水	6:39		8:39	11:44	13:54	15:14		17:54
	上小堀	6:40		8:40	11:45	13:55	15:15		17:55
	平石	6:41		8:41	11:46	13:56	15:16		17:56
	工業団地	6:43		8:43	11:48	13:58	15:18		17:58
	織幡	6:45		8:45	11:50	14:00	15:20		18:00
	織幡青年館	6:46		8:46	11:51	14:01	15:21		18:01
	下小野入口	6:49		8:49	11:54	14:04	15:24		18:04
	下小野神社前	6:50		8:50	11:55	14:05	15:25		18:05
	下小野中央公会堂	6:51		8:51	11:56	14:06	15:26		18:06
	一軒家	6:52		8:52	11:57	14:07	15:27		18:07
	富士見野	6:54		8:54	11:59	14:09	15:29		18:09
	上の台	6:55		8:55	12:00	14:10	15:30		18:10
	油田入口	6:57		8:57	12:02	14:12	15:32		18:12
	油田青年館	6:58		8:58	12:03	14:13	15:33		18:13
	竜谷	6:59		8:59	12:04	14:14	15:34		18:14
	神里農協前	7:02		9:02	12:07	14:17	15:37		18:17
	虫幡入口	7:04		9:04	12:09	14:19	15:39		18:19
	木内堰	7:06		9:06	12:11	14:21	15:41		18:21
	本多病院前	7:07		9:07	12:12	14:22	15:42		18:22
	カインズ前	7:08		9:08	12:13	14:23	15:43		18:23
下小川入口	7:10		9:10	12:15	14:25	15:45		18:25	
南原地	7:12		9:12	12:17	14:27	15:47		18:27	
小見川総合病院	7:13		9:13	12:18	14:28	15:48		18:28	
小見川支所	7:14		9:14	12:19	14:29	15:49		18:29	
踏切前	7:15		9:15	12:20	14:30	15:50		18:30	
小見川駅	7:16		9:16	12:21	14:31	15:51		18:31	
城 山 行 き （ 右 回 り ）	小見川駅	7:35	7:53	城 山 行 き （ 左 回 り ）	小見川駅	16:07	17:10		
	新田橋	7:36	7:54		新田橋	16:08	17:11		
	野田青年館	7:38	7:56		さくら館	16:09	17:12		
	城山公園	7:39	7:57		小見川郵便局	16:10	17:13		
	小見川郵便局	7:42	8:00		城山公園	16:13	17:16		
	さくら館	7:43	8:01		野田青年館	16:14	17:17		
	新田橋	7:44	8:02		新田橋	16:16	17:19		
	小見川駅	7:45	8:03		小見川駅	16:17	17:20		

【運行日】

月曜日から金曜日まで

※土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は運休



西ルート車両イメージ

【運賃】

大人…300円、 中学・高校生…100円、 小学生以下・障害者手帳所持者…無料

※車内には両替機が設置されていないので小銭の用意をお願いします。

【問い合わせ】

香取市企画政策課

電話 0478-50-1206

【割引制度等】

回数乗車券…12枚綴り3,000円(大人のみ)

1日フリー乗車券…大人600円、 中学・高校生200円

(乗り放題券)

香取市 乗合タクシーのご案内

市では、道幅が狭い・集落が分散しているなど、従来の大型車による循環バスでは対応が困難な、小見川中央・東・南地区について、セダン型のタクシー車両を使用し、自宅からあらかじめ指定された目的地（病院・店舗や公共施設）までをドア・ツー・ドアで輸送する「乗合タクシー」を運行しています。

乗合タクシーとは

電話による予約に合わせて、自宅や外出先まで車が迎えに行き、同じ便を予約された方が他の人と乗り合っ
てそれぞれの目的地（共通乗降所としてあらかじめ指定された病院・店舗や公共施設）まで運行するバス
とタクシーの良いところを生かした新しい交通の仕組みです。

【乗合タクシーのイメージ】



まずは、「利用者登録」をしてください。

乗合タクシーは、目的地の異なる方が同時に乗車することになりますので効率の良い運行をするため利用者登録をする必要があります。

この、香取市乗合タクシーのご案内の内容をご確認いただき、まずは「利用者登録」をお願いします。

運行する区域と利用できる方

小見川中央小学校、小見川東小学校及び小見川南小学校の通学区域（利根川以北は除く）が運行区域となります。

利用できる方は、香取市に住民登録があり、事前に「利用者登録」をされた方となります。（※事前に利用者登録が必要です。小学生以下は登録不要ですが、保護者同伴が必要になります。また、障害者手帳保持者の方を介助するために同乗する市外の方など、一部例外があります。）

乗降場所

- ・利用者登録された方のご自宅
- ・あらかじめ指定された病院・店舗や公共施設等の共通乗降場所（合計32カ所）

中田内科医院、馬場医院、本多病院外来附属診療所、石橋医院、小見川総合病院、小見川ひまわりクリニック、本多病院、小見川郵便局、小見川東郵便局、小見川八軒町簡易郵便局、千葉銀行小見川支店、京葉銀行小見川支店、佐原信用金庫小見川支店、銚子商工信用組合小見川支店、JAかとり小見川支店、いぶき館（小見川市民センター）、さくら館（社会福祉センター）、地域活動支援センター、スポーツコミュニティ、B&G海洋センター、城山公園、くろべ運動公園、おみかわ聖苑、小見川消防署、少年自然の家、小見川幹部交番、香取市商工会、アピオ、マルハイストア、カインズ、しまむら、小見川駅

運行日

平日のみ運行します。

土・日曜日、祝日、振替休日と年末年始（12月29日から1月3日）は運休します。

運行時間

午前8時便から午後4時便まで、ご予約に応じて1時間に1便運行します。

（午前8時の乗車から午後5時の降車までです。タクシー車両2台で1日9便運行します。）

午前	8時便	9時便	10時便	11時便	—
午後	12時便	1時便	2時便	3時便	4時便

運賃 ※できるだけつり銭がないよう、ご用意ください。

1回（片道）大人400円、中高生200円、小学生100円 の均一運賃です。（未就学児無料）
ただし、障害者手帳保持者は100円、その介助者は無料となります。乗車時に乗務員へ障害者手帳を提示してください。

また、回数券（12枚綴り4,000円）を車内で販売しますので、ご利用ください。

予約受付の時間・期限

午前8時～午後5時

利用する当日、利用する便の30分前までに電話で予約してください。

※8時便は前運行日に予約

その他

車両の側面に「香取市 乗合タクシー」と表示されたタクシー車両（セダン型）がお迎えに伺います。なお、●時便とあるのはタクシー車両がお迎えに出発する時間の目安です。複数の方での乗合ですので、予約状況によりお迎えの時間が遅れることがあります。目的地への到着時間には余裕をもってご利用ください。

利用者登録の方法

乗合タクシーを利用するには、事前に「利用者登録」が必要です。(初回のみ)

①利用者登録申請書へ記入してください。



②市役所企画政策課（市役所4階）へ提出してください。

窓口へ直接「ご持参」いただいても、「郵送」「FAX」でも結構です。

（窓口へ提出する場合は、小見川支所支所管理班（小見川支所1階）でも受付いたします。）



③市役所から、登録が完了した旨の通知を郵送します。登録が完了してから、予約ができるようになります。

まずは、「利用者登録」を！！

電話予約の方法

お出かけになるとき、お帰りになるとき、お電話でご予約ください。

①予約センター【83-5070】に電話予約してください。

利用者番号・ご住所・お名前・お迎えの日付・希望する便・発着地（自宅、出先）



②オペレーターが確認・受付します。



③ご予約いただいた場所へお迎えに伺い、目的地へお送りします。

帰りの便の時間が決まっていれば、「往復予約」もできます



利用者番号 ○○○○○番の
ご住所 貝塚○○番地
お名前 小見川太郎です。
お迎えの日付 明日○月○日の (※1)
希望する便 午前8時の便で (※2)
発着地 自宅から小見川総合病院まで
お願いします



利用者番号 ○○○○○番の
ご住所 小見川○○番地
お名前 香取花子です。
お迎えの日付 今日の (※1)
希望する便 午後3時の便で (※2)
発着地 小見川郵便局から
自宅まで

- ※1 予約受付の時間は午前8時～午後5時までです。利用する当日、利用する便の30分前までに電話で予約してください。
(8時便及び9時便は前運行日に予約)
- ※2 ●時便とあるのはタクシー車両がお迎えに出発する時間の目安です。複数の方での乗合ですので、予約状況によりお迎えの時間が遅れることがあります。目的地への到着時間には余裕をもってご利用ください。

ご利用にあたっての注意事項

乗合タクシーは、一般のタクシーや介護タクシーとは異なります。
ご利用の際は、下記の事項にご注意下さい。

予約電話は乗合タクシーの電話番号に

乗合タクシーご利用の際は、「**乗合タクシーの予約番号 [83-5070] への電話**」をお願いします。

一般のタクシー予約番号に電話をしますと、一般のタクシーが配車され、一般のタクシー料金をご負担いただくこととなりますので、ご注意ください。

予約の際は、登録時に送付する「香取市乗合タクシーの利用者番号(名刺サイズの登録カードに記載の番号)」をお伝えください。また乗合タクシーには、タクシーの車体に『香取市乗合タクシー』と表示されていますので、乗車時にご確認ください。

【乗合タクシー登録カード】



障害者手帳は、乗車時に提示を

障害者手帳をお持ちの方は、料金が100円となります。障害者手帳をお持ちの方は、乗車時に運転手へ提示してください。また、お手数ですが「**手帳の提示は乗車時に毎回**」をお願いします。

なお、障害をお持ちの方については介助者の同乗も可能ですが、介助者の同乗を行う際は「**予約電話の際に介助者がいること**」をお伝えください(乗合タクシーは「他のお客様との乗合」が発生しますので、乗合人数調整のため、予約時の報告が必要となります)。

予約時間には遅れずに

乗合タクシーは一般のタクシーと違い、予定を組んで運行します。次のお客様が待っている場合もありますので、お迎えに伺った時に「**予約時間から10分を過ぎたらキャンセルとみなし迎車を取り消す場合があります**」。予約時間にはお迎えの場所でお待ちください。

乗合タクシーは他のお客様のことも考えて

乗合タクシーですので、他のお客様と同乗となることもあります。「他の人が乗れなくなってしまう大きな荷物」などをご遠慮いただくなど、**他のお客様の迷惑とならないよう、ご注意ください**。

他の交通機関と併用して活用を

現在の香取市乗合タクシーの運行範囲は、小見川中央・東・南の通学区(利根川以北は除く)、となっています。「**上記範囲以外への運行はできません**」ので、よろしくお願いします。

また、運行区域内のJR小見川駅からは「JR成田線の電車」のほかにも、循環バスの「小見川西ルート(小見川西地区、佐原地区下小野)」・「山田ルート(山田地区循環)」、路線バスの「神里線(～小見川工業団地～香取神宮～佐原駅)」・「大倉線(～国道356線～佐原駅)」・「府馬線(～山田地区～旭中央病院)」なども発着しています。

他の交通機関との併用で、行動範囲も広がりますので、ご活用ください。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	香取市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	68,059
交通不便地域	6,675

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
6,675	小見川地区	局長指定

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
6,675		

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)